

○関東地方整備局告示第百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年五月二十三日

関東地方整備局長 岩崎 福久

第1 起業者の名称 埼玉県

第2 事業の種類 主要地方道花園本庄線改築工事（埼玉県深谷市後榛沢字北西地内から同市榛沢字児玉地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 埼玉県深谷市後榛沢字北西並びに榛沢字児玉地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「主要地方道花園本庄線改築工事（埼玉県深谷市後榛沢字北西地内から同市榛沢字児玉地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、埼玉県深谷市榛沢新田地内から同県本庄市北堀地内までの延長約3.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする主要地方道改築工事及びこれに伴う農業用水路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「主要地方道花園本庄線改築工事（埼玉県深谷市後榛沢字北西地内から同市榛沢字児玉地内まで）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である埼玉県は、主要地方道花園本庄線（以下「本路線」という。）を道路法第7条の規定による都道府県道に認定し、同法第15条の規定により管理をしている。

また、関連事業の施行に際し必要な水路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、埼玉県深谷市荒川地内の一般国道 140 号との接続部を起点とし、同県本庄市西富田地内の一般国道 462 号との接続部を終点とする延長約 14.8km の主要地方道であり、上越新幹線の停車駅である本庄早稲田駅や関越自動車道本庄児玉インターチェンジや花園インターチェンジといった交通の要衝へアクセスするための主要な幹線道路である。

本路線が通過する埼玉県深谷市及び同県本庄市は、農業が盛んな地域であり、収穫量が全国順位及び埼玉県内順位上位の農産物が多く生産され、埼玉県深谷市棒沢新田地内から同県本庄市北堀地内までの区間（以下「現道区間」という。）の沿道に存する榛沢野菜集出荷所などから関越自動車道本庄児玉インターチェンジなどを利用して県内外へ出荷されている。

また、現道区間の一部が沿道に存する深谷市立榛沢小学校の通学路にもなっていることなどから、現道区間の地域住民にとって生活上欠かせない道路である。

しかしながら、現道区間において、埼玉県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成 24 年埼玉県条例第 70 号、以下「埼玉県条例」という。）に定める第 3 種第 3 級の車線の幅員を満たさない区間及び自転車歩行者道の未整備区間があり、児童・生徒を含む歩行者は路肩の通行を余儀なくされており、車道の幅員が不足している箇所では車両のすれ違い時に、車両が路肩を走行するなど、歩行者の安全な通行が確保されていないほか、現道区間の一部において大型貨物自動車等の車両の通行が規制されていることから、当該区間を通過できない大型貨物自動車等の車両が周辺の生活道路への迂回を余儀なくされている。

さらに、現道区間において冠水による通行止めが発生しており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間において線形等の良好な道路が整備され、冠水などの発生時における現道区間の機能を補完及び代替することができるとともに、現道区間などの通過交通を分担することにより、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するほか、物流の効率化や広域的な利便性の向上などにも寄与すると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和 6 年 1 月に任意で道路の供用による大気質、騒音及び振動等について環境影響調査を実施したところ、大気質、騒音及び振動については環境基準等を満足する予測結果となっている。

このほか、起業者は、本件事業の施工にあたり、大気質、騒音及び振動の保全対策を講じることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストの絶滅危惧ⅠＢ類であるムサシノジュズカケハゼ、絶滅危惧Ⅱ類であるミナミメダカ、準絶滅危惧であるチュウサギ、ハイタカ、ギンイチモンジセセリ、ドジョウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類であるミルフラスコモ、シャジクモ、準絶滅危惧であるコイヌガラシ、ミゾコウジュ、カワヂシャ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は極めて小さいなどと予測されている。

なお、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

加えて、本件事業において工事ヤードを設置しないことなどから地形及び地質や廃棄物等への影響もなく、本件区間の道路構造から主要な眺望点、景観資源及び主要な人と自然との触れ合いの場等への視認性が損なわれないことなどから、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響も生じないとされている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が 4 箇所存在するが、そのうち、3 箇所については既に発掘調査の上で記録保存を含む適切な措置を講じ、残る 1 箇所については埼玉県教育局から工事に着手して差し支えない旨の回答を受けており、今後、工事施工中に遺構等が確認された場合は、現状を変更することなく、直ちに埼玉県教育局と協議の上、発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（３）事業計画の合理性

本体事業は、埼玉県条例による第 3 種第 2 級の規格に基づく 2 車線の道路を現道のバイパスとして整備する事業であり、その事業計画は同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、埼玉県深谷市内については平成 21 年 12 月 18 日に都市計

画決定され、令和 4 年 2 月 25 日に変更決定された都市計画と、埼玉県本庄市内については平成 21 年 12 月 18 日に都市計画決定され、平成 27 年 12 月 18 日に変更決定された都市計画と基本的内容について整合しているほか、本体事業の施行方法について、申請案である橋梁の延長が最も短い案、住家が支障とならない案及び路線延長が最も短い案の 3 案による検討が行われており、申請案と他の 2 案を比較すると、申請案は、路線延長が最も長いものの支障物件が最も少なく、施工性に優れており、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道区間は埼玉県条例に規定する車線の幅員を満たさない区間、自転車歩行者道の未整備区間及び大型貨物自動車等の車両の通行が規制されている区間が存在し、冠水による通行止めが行われているため、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できない状況にあり、本件事業により現道区間の機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本庄市長を会長とする県道花園本庄線改良促進期成同盟会から、本件事業の早期整備を強く求められている。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

埼玉県深谷市役所 都市整備部 道路河川課